

(仮称) 深浦ウィンドファーム事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和4年9月

深浦ウィンドファーム合同会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1.1.1 方法書の公告日.....	1
1.1.2 公告の方法.....	1
1.1.3 縦覧場所.....	1
1.1.4 縦覧期間.....	1
1.1.5 縦覧者数.....	2
1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	2
1.2.1 説明会の開催に関する公告.....	2
1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	2
1.3.1 意見書の提出期間.....	2
1.3.2 意見書の提出方法.....	2
1.3.3 意見書の提出状況.....	2
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要 とこれに対する事業者の見解.....	3

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」（平成9年6月13日法律第81号）第7条の規定に基づき、住民等に対して環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びこれを要約した書類（以下、「要約書」という。）を公告の日から起算して1ヵ月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

1.1.1 方法書の公告日

令和4年6月28日(火)

1.1.2 公告の方法

令和4年6月28日(火)付の日刊新聞紙(東奥日報新聞)に公告を掲載した(別紙1参照)。

また、上記の公告に加え、事業者のウェブサイト に情報を掲載した(別紙2参照)。

さらに、深浦町では「広報ふかうら お知らせ版(令和4年6月24日発行)」に、鰯ヶ沢町では「広報あじがさわ(2022年7月号)」にお知らせを掲載いただいた(別紙3参照)。

1.1.3 縦覧場所

下記に示す関係地方公共団体の庁舎等の計4ヵ所において方法書及び要約書(以下、「方法書等」という。)を縦覧に供するとともに、インターネットの利用による公表を行った。

1. 関係地方公共団体の庁舎等

- ・ 深浦町役場 総合戦略課：青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢 84-2
- ・ 深浦町役場 大戸瀬支所：青森県西津軽郡深浦町大字関字栃沢 99-1
- ・ 深浦町役場 岩崎支所：青森県西津軽郡深浦町大字岩崎字松原 51-7
- ・ 鰯ヶ沢町役場 政策推進課：青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 321

2. インターネットの利用

事業者のウェブサイト に方法書等を掲載するとともに、青森県のウェブサイトからも方法書等を閲覧可能とした(別紙4参照)。

1.1.4 縦覧期間

縦覧期間は、令和4年6月28日(火)から7月27日(水)までとし、インターネットによる公表は、縦覧期間中常時アクセス可能とした。

なお、関係地方公共団体の庁舎等での縦覧時間は、各庁舎等の開庁時間とした。

1.1.5 縦覧者数

1. 縦覧者数（縦覧図書の閲覧名簿記載者数）

総数：0 名

（内訳）

- ・ 深浦町役場 総合戦略課 : 0 名
- ・ 深浦町役場 大戸瀬支所 : 0 名
- ・ 深浦町役場 岩崎支所 : 0 名
- ・ 鰯ヶ沢町役場 政策推進課 : 0 名

2. 方法書を掲載した事業者ウェブサイトへのアクセス数

アクセス数：544 回

1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

1.2.1 説明会の開催に関する公告

1. 公告の日及び公告の方法

説明会開催の公告は、方法書の縦覧等と同時に行う（別紙 1、別紙 3 及び別紙 4 参照）とともに、事業者ウェブサイトでもお知らせした（別紙 2 参照）。

2. 説明会開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は、以下に示すとおりである。

開催日時	開催場所	来場者数
令和 4 年 7 月 6 日 (水) 18 時 30 分～20 時 00 分	深浦町農村環境改善センター 多目的ホール (青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形 406-1)	4 名
令和 4 年 7 月 14 日 (木) 18 時 30 分～20 時 00 分	鰯ヶ沢町中央公民館 大会議室 (青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字本町 209-2)	1 名

1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

1.3.1 意見書の提出期間

意見書の提出期間は、令和 4 年 6 月 28 日 (火) から 8 月 12 日 (金) までとした。

（縦覧期間及びその後 2 週間程度とし、郵送の受付は最終日の消印まで有効とした。）

1.3.2 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見については、下記の方法により受け付けた（別紙 5 参照）。

- ・ 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・ 事業者への郵送による書面の提出

1.3.3 意見書の提出状況

意見書（環境の保全の見地からの意見）の提出は 0 通であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は、0件であった。

日刊新聞紙に掲載した公告

■令和4年6月28日(火)

・東奥日報新聞（朝刊）

お知らせ
「環境影響評価法」に基づき、「仮称・深浦ウィンドファーム事業
環境影響評価方法書」を概観いたします。
一、事業者の名称 深浦ウィンドファーム合同会社
代表者の氏名 代表社員 大山 顕徳
主たる事務所の所在地 東京都港区南青山一丁目二番三号N二五
二、事業の名称
種類 風力陸上
規模 出力 最大四万八千キロワット
(基数 最大十一基程度)
三、対象事業実施区域 青森県西津軽郡深浦町内
四、環境影響を受ける範囲である認められる地域の範囲
青森県西津軽郡深浦町内各線ヶ沢町内
五、縦覧の場所
①深浦町役場総合戦略課
②深浦町役場大戸畑支所
③深浦町役場岩崎支所
④線ヶ沢町役場政策推進課
令和四年六月二十八日(火)～令和四年七月二
十七日(水)午前八時十五分～午後五時まで
(土・日・祝日を除く)
電子縦覧
http://www.city-deep.jp/portal/01/001_0101.html
六、意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境の保全の
見地からの意見をお持ちの方は、書面(住
所・氏名・意見(意見の理由を含む))を記
入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投
入いただくか、令和四年八月十二日(金)まで
に問い合わせ先へ郵送ください。(当日消印
有効)
七、住民説明会
①深浦町農村環境改善センター多目的ホール
令和四年七月六日(水)
②線ヶ沢町中央公民館大会議室
令和四年七月十四日(木)
時間 いずれの会場も午後六時三十分～午後八時
※説明会にご参加の際は、新型コロナウイルス感染症
防止対策に皆様のご協力を頂きますよう、宣
しとお願ひ致します。なお、新型コロナウイルス感
染症の拡大状況等によつては、説明会の
日程が変更または中止となる可能性があり
ます。詳細につきましては、今後の感染状況
を踏まえ、必要に応じて電子縦覧URLを周
知させて頂きます。

八、問い合わせ先
住所 深浦ウィンドファーム合同会社
〒〇七-〇〇六二
電話 東京都港区南青山二丁目二番三号N二五
〇三(三四〇〇)六三六二
担当者 環境アセス係
(土・日・祝日を除く、午前九時から午後五時まで)

事業者ウェブサイトに掲載したお知らせ

■ 令和4年6月28日(火)



「(仮称) 深浦ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の縦覧及び住民説明会について

令和4年6月28日

「環境影響評価法」に基づき、『(仮称) 深浦ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書』(以下、『方法書』という。)及びこれを要約した『要約書』を作成しましたので、以下のとおり、縦覧及び住民説明会を実施いたします。
※方法書及び要約書は令和4年7月27日(水)まで以下のリンクより閲覧いただけます。
ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

【方法書の内容について】

『(仮称) 深浦ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書』

- ・表紙と目次
- ・第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ・第2章 対象事業の目的及び内容
- ・第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- ・第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
- ・第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- ・第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- ・第7章 その他環境省令で定める事項
- ・第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

『(仮称) 深浦ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書 要約書』

【対象事業の内容】

【事業の名称】(仮称) 深浦ウィンドファーム事業
【事業者の名称】深浦ウィンドファーム合同会社
【代表者の名称】代表社員 大山顕徳
【主たる事務所の所在地】東京都港区南青山1丁目12-3 N215
【事業の種類】風力発電所(陸上)
【事業の規模】最大48,000kW(定格出力4,000kW級×最大12基)
【対象事業実施区域】青森県西津軽郡深浦町内
【環境影響を受ける範囲と認められる地域の範囲】青森県西津軽郡深浦町及び鰺ヶ沢町

【縦覧場所及び縦覧期間】

【縦覧場所】

- ・深浦町役場 総合戦略課
- ・深浦町役場 大戸瀬支所
- ・深浦町役場 岩崎支所
- ・鰺ヶ沢町役場 政策推進課

【縦覧期間】令和4年6月28日(火)から令和4年7月27日(水)まで (土・日・祝日を除く)

【縦覧時間】8時15分から17時まで

【意見書の提出について】

環境影響評価方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由も含む)をご記入のうえ、縦覧場所に設置された意見書箱にご投函いただくか、令和4年8月12日(金)までに問い合わせ先までご郵送ください(当日消印有効)。

・意見書

※提出されたご意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、公表される場合があります。

【住民説明会について】

【場所】深浦町農村環境改善センター 多目的ホール

〒038-2504 青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形406-1

【開催日時】令和4年7月6日(水) 18時30分から20時00分

【場所】鰺ヶ沢町中央公民館 大会議室

〒038-2753 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町本町209-2

【開催日時】令和4年7月14日(金) 18時30分から20時00分

※説明会にご参加の際は、新型コロナウイルス感染症防止対策にご協力を頂きますよう、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大の状況によっては、説明会の日程が変更または中止となる可能性があります。詳細につきましては今後の感染状況を踏まえ、必要に応じて周知させていただきます。

【問い合わせ先】

深浦ウィンドファーム合同会社

【住所】〒107-0062 東京都港区南青山1丁目12-3 N215

【電話番号】03-4400-6362

【担当者】深浦ウィンドファーム合同会社 環境アセス係(土・日・祝日を除く、9時から17時まで)

関係地方公共団体の広報紙

■「広報ふかうら お知らせ版（令和4年6月24日発行）」

広報ふかうら（お知らせ版）④

「環境影響評価方法書」の縦覧及び住民説明会について	町内において計画している（仮称）深浦ウインドファーム事業「環境影響評価方法書」について、「環境影響評価法」に基づき、縦覧及び住民説明会を行います。 ◆対象事業の内容 【名称】（仮称）深浦ウインドファーム事業 【事業者】深浦ウインドファーム合同会社 【事業規模】出力 最大48000kW（基数最大12基程度） 【対象事業実施区域】青森県西津軽郡深浦町内 ◆環境影響評価方法書の縦覧 【場所】①総合戦略課 ②大戸瀬支所 ③岩崎支所
【期間】6月28日（火）～7月27日（水）（土・日・祝日は除く） 【時間】8時15分～17時 【電子縦覧】深浦ウインドファーム合同会社ホームページにて公開します。 http://www.ncd-japan.com/fukaura_eia01.html 【意見書の提出】環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函いただくか、8月12日（金）までに問合せ先へご郵送ください（当日消印有効）。 ◆住民説明会 【場所】深浦町農村環境改善センター多目的ホール 【日時】7月6日（水）18時30分～20時 ※説明会にご参加の際は、手指を消毒のうえ、マスクを着用頂きます。新型コロナウイルス感染防止対策にご協力をお願いします。	◆社会教育に関するアンケート調査を実施します 教育委員会では、社会教育に関する基本計画である「深浦町中期社会教育計画」を策定し、これを基に社会教育事業を実施しています。今回、計画を更新することに伴い、深浦町における生涯学習の状況や意見などについて、町民の皆様のお考えを幅広く伺うため、アンケート調査を実施することになりました。 この調査は令和4年5月1日現在、深浦町にお住いの18歳以上の方から800人を無作為に選り調査票を送付させていただきまします。ご自宅に届きましたら、何卒ご協力をよろしくお願い致します。 □問合せ先 教育課 社会教育係 TEL 74・4419 ◆働き方改革を個別訪問で支援します 労働基準監督署では「時間外労働の上限規制」や「年次有給休暇の取得義務化」などの働き方改革関連法の内容説明のほか、日頃の労務管理上の疑問の解決を目的とした個別支援を実施しています。労務調査とは異なりますので是非ご利用ください。 □問合せ先 五所川原労働基準監督署 労働時間相談・支援班 TEL 0173・3512309

関係地方公共団体の広報紙

■「広報あじがさわ（2022年7月号）」

広報あじがさわ7月号 information ～お知らせ～

**（仮称）深浦ウインドファーム事業
環境影響評価方法書の縦覧
及び住民説明会開催**

深浦町内において計画している風力発電事業（仮称）深浦ウインドファーム事業 環境影響評価方法書について、環境影響評価法に基づき、縦覧及び住民説明会を行います。

縦覧場所 ▶ 町役場 政策推進課

縦覧期間 ▶ 6月28日（火）～7月27日（水）
（土・日・祝日を除く）

縦覧時間 ▶ 8：15～17：00

電子縦覧 ▶ 事業者ホームページで公開
http://www.ncd-japan.com/fukaura_eia01.html

意見書の提出

環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、8月12日（金）までに、意見書に住所、氏名、意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、意見書箱にご投函くださるか、問合せ先へご郵送ください（当日消印有効）。

住民説明会

場所 ▶ 鯉ヶ沢町中央公民館 大会議室

日時 ▶ 7月14日（木） 18：30～20：00

※説明会にご参加の際は、新型コロナウイルス感染症対策のため、手指消毒、マスク着用にご協力をお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況などによっては、説明会の日程が変更または中止となる場合があります。詳細につきましては、今後の感染状況を踏まえ、必要に応じて事業者ホームページで周知させていただきます。



問107-0062 東京都港区南青山一丁目
12-3-N215 深浦ウインドファーム
合同会社 環境アセス係
[☎03-4400-6362]

海底地盤調査の実施

経済産業省所管の「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」（NEDO）による「着床式洋上ウインドファーム開発支援事業（洋上風力発電設備計画に係る海底地盤調査）」（受託者：応用地質株式会社）の実施について、下記のとおりお知らせします。

調査目的

本事業では、洋上風力発電事業検討に必要な海底地盤データを、日本各地の海域において収集しています。日本近海の海底地盤は地域によって様々な特徴を有するため複数の海域で調査を行っており、今般、つがる市から鯉ヶ沢町沖の海域でも実施することとなりました。本調査により得られた知見は、今後の洋上風力発電の導入拡大に向けた取組に利用いたします。

なお、あくまでも調査が目的であり、本海域で洋上風車設置が決定されたものではないことを申し添えます。

調査概要

沖合約1kmから、東西約3～5km、南北約20kmの範囲で海底微動アレイ探査、海底面調査、海上ボーリング調査などの海底地盤調査を実施します。

実施期間 ▶ 8月から10月までの約3か月（予定）

実施場所 ▶ つがる市から鯉ヶ沢町沖にかけての海域

ご迷惑をお掛けしますが、ご協力のほど、宜しくお願いします。

問336-0015 埼玉県さいたま市南区
太田窪2-10-9 応用地質株式会社
エネルギー事業部 [☎048-885-5374]

**鯉ヶ沢町地域職業相談室のご案内**

鯉ヶ沢町地域職業相談室は、ハローワークと鯉ヶ沢町の共同運営施設です。お仕事の内容や応募条件の確認、面接対策や応募書類の書き方など、皆さまのお仕事探しのお手伝いを行っています。

また、全国のアールワークで受付した求人票を見ることができ、季節求人も含め随時更新されています。ぜひ、お気軽にご利用ください。

利用日 ▶ 月～金曜日

（土日祝・年末年始除く）

時間 ▶ 9：30～17：00

場所 ▶ 鯉ヶ沢町中央公民館1階
問鯉ヶ沢町地域職業相談室
[☎72-3124]

**生活に関するお悩みはこちらへ
あんしん相談窓口あじがさわ**

鯉ヶ沢町社会福祉協議会では、生活していくうえで様々な課題を抱える住民の方を支援するための相談を受付ています。

また、相談ツールのひとつとして、メール相談・LINE相談も行っています。

ひとりで悩まず、お気軽に下記までご相談ください。費用は無料。秘密厳守。

メール相談用アドレス

ajisya@r15.7-dj.com

LINE相談はこちらから

アクセスしてください。



問鯉ヶ沢町社会福祉協議会
[☎82-1602]

働き方改革を個別訪問で支援

労働基準監督署では「時間外労働の上限規制」や「年次有給休暇の取得義務化」などの働き方改革関連法の内容説明のほか、日頃の労務管理上の疑問の解決を目的とした個別支援を実施しています。

労務調査とは異なりますのでぜひご利用ください。

問五所川原労働基準監督署
[☎0173-35-2309]

青森県ウェブサイト

現在の位置：[ホーム](#) > [組織でさがす](#) > [環境生活部](#) > [環境保全課](#) > (仮称) 深浦ウィンドファーム事業（環境影響評価手続状況）関連分野：[環境・エコ](#)更新日付：2022年6月30日 [環境保全課](#)

(仮称) 深浦ウィンドファーム事業（環境影響評価手続状況）

事業名	(仮称) 深浦ウィンドファーム事業
事業者	深浦ウィンドファーム合同会社
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力：最大48,000kW
対象事業実施区域	青森県西津軽郡深浦町内
関係地域	青森県西津軽郡深浦町及び鰺ヶ沢町
方法書	公告：令和4年6月28日 縦覧：令和4年6月28日～7月27日 （縦覧場所）深浦町役場総合戦略課、深浦町役場大戸瀬支所、深浦町役場岩崎支所、鰺ヶ沢町役場政策推進課 （電子縦覧） 事業者のホームページはこちらです 説明会の開催：令和4年7月6日 深浦町農村環境改善センター多目的ホール、令和4年7月14日 鰺ヶ沢町中央公民館大会議室 住民等意見の概要： 審査会意見： 知事意見：
準備書	公告： 縦覧： 説明会の開催： 住民等意見の概要： 審査会意見： 知事意見：
評価書	公告・縦覧：
事後調査等報告書	提出： 公告・縦覧：

[関連ページ](#)

この記事についてのお問い合わせ

環境保全課 水・大気環境グループ
電話：017-734-9242 FAX：017-734-8081[お問い合わせ](#)[このページを印刷する](#)

意見書の様式

「(仮称) 深浦ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」
意 見 書

「(仮称) 深浦ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、本用紙又は任意の書式に、住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱へご投函いただくか又は下記送付先までご郵送ください。

- (1) 受付期間 令和4年6月28日(火)～8月12日(金)
(当日消印有効)
- (2) 送付先 〒107-0062
東京都港区南青山1丁目12番3号 N215
深浦ウィンドファーム合同会社 環境アセス係
- (3) 記載事項
- ・氏名及び住所
 - ・方法書についての環境の保全の見地からの意見(意見の理由を含む)
(日本語により記載してください)

令和 年 月 日

氏 名	
住 所	
方法書についての 環境の保全の 見地からの意見	

注 1) 本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

注2) この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。